

条件付一般競争入札に関する回答書

2026年 1月 9日

一般財団法人ふくしま医療器産業推進機構 理事長 菊地眞

業務名	ふくしま医療機器開発支援センターの電気供給業務
質問事項	
1 「委任状（社長⇒福島支店長）」を提出し「一般競争入札参加資格確認申請書」以降の書類は、福島支店長名で提出してよいか。	
2 「委任状」の委任期間は「自」2026年1月14日「至」2027年3月31日でよいか。	
3 登記事項証明書又は写しの提出について、履歴事項全部証明書（写）の提出でよいか。	
4 電気需給契約書（案）について、弊社が落札した際には、弊社の標準的な契約書様式により契約することは可能か。	
弊社様式での契約が不可の場合、供給条件等に合致しない箇所について、協議し修正していただくことは可能か。 （例）契約単価（第3条）、契約電力（第7条）、計量および検査（第8条）、電気料金の支払い（第10条）、延滞利息等。	
また、その際は弊社電気標準約款等を契約書後部へ綴じ込みさせていただくことは可能か。	
5 休日等の定義について、東北電力ネットワーク株式会社が定める託送供給等約款と一致していない。弊社が落札者となった場合、この約款に定められる定義に準じる形になるがよいか。	
また、各時間帯別の定義については、弊社の電気供給実施要綱に準じる内容でよいか。	
6 電気の使用に対する代金（電気料金）の燃料費調整額は、弊社の電気標準約款にもとづいた燃料費等調整（毎月の燃料費調整単価、離島ユニバーサル調整単価、市場価格調整単価）での請求は可能か。	
7 入札書へ記載する金額は、入札説明書のとおり端数処理して算定するが、料金請求の算定にあたっては、弊社の電気標準約款にもとづく端数処理方法により請求してよいか。	
8 契約期間の開始前または契約期間中に一般送配電事業者における託送供給等約款の改正などにより、弊社電気標準約款等の変更が生じた場合、契約単価や燃料費等調整の取扱いを変更することは可能か。	
9 落札後の協議において「毎月の燃料費等調整を行わないこと」や「みなし小売電気事業者が採用する燃料費等調整単価によらず、落札者独自の調整方法」を認める可能性はあるか。	
10 説明書5（2）の再度の入札において、再入札の札を持ち合わせていない場合は辞退とみなされると考えるが、その場合の辞退届の提出は不要でよいか。	
11 契約書内の印は福島支店長でよいか。	

回 答 事 項

- 1 入札説明書4(1)イに定める委任状（様式2）については、福島支店長名で差し支えありません。なお、同5(4)イの委任状（様式5）については、入札する代理人の氏名を記載してください。
- 2 様式2の委任状の記入方法として差し支えありません。
- 3 差し支えありません。
- 4 落札決定後に協議します。
- 5 休日等の定義及び各時間帯別の定義については、質問事項のとおりで差し支えありません。
- 6 差し支えありませんが、落札決定後に協議します。
- 7 差し支えありませんが、落札決定後に協議します。
- 8 電気供給契約書（案）第11条のとおり、協議の上、変更可能です。
- 9 落札後の協議により決定する契約単価等は、入札説明書16(5)のとおりです。
- 10 差し支えありません。
- 11 委任状（様式2）で委任された代理人の印を押印してください。